

★豊川市民病院を受診される方へ重要なお知らせ★

紹介状なしで受診する場合などの診療料を変更します。

当院は、「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」との役割分担と連携を進めており、本年度、地域医療支援病院（※）の申請を行います。

承認されると、法律などに基づき、紹介がない場合の初診時の加算額（初診時選定療養費）が引き上げられます。また、当院から他の医療機関を紹介したにもかかわらず、再度当院を受診した場合にも、再診時の加算額（再診時選定療養費）を負担していただくこととなります。

初めて当院へかかれる方は、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」の紹介状をお持ちいただきますよう、お願いいたします。

（※）地域医療支援病院・・・患者の一番身近な「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」を支援し、これらの医療機関と役割を分担し、互いに連携をすることで地域医療の充実を図ることを目的として、2次医療圏ごとに整備される病院のこと。

●診療料に加算される額

対象	変更前	変更後
初診時に他の医療機関の紹介状がない方	医科 3,240円	医科 5,500円
	歯科 3,240円	歯科 3,300円
当院が他の医療機関を紹介したにもかかわらず、自己の都合により、再度当院を受診する方		医科 2,750円 歯科 1,650円

変更予定日：令和元年11月1日（金曜日）

なお、地域医療支援病院の承認が11月1日以降となる時には、承認日以降の適用となります。この場合、10月1日から適用日までの間の初診時選定療養費は、消費税法の改定に伴い、3,300円となります。

この件についてのお問合せは、医事課（86-1111）までお願いします。